

申請、証明サービス提供者のための

ワンスオンリー入門ガイド

(申請や証明の手続を抜本的に改善しよう!)

2024年8月6日

DOI : https://doi.org/10.60430/digital_guidebook0015

独立行政法人情報処理推進機構
(法人番号 5010005007126)

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2024年8月6日	-	・初版

目次

1	はじめに	1
2	申請、届出、審査とは	2
2.1	業務の流れと関係者	2
2.2	申請、届出、審査の課題	2
2.3	デジタル化による効果	3
2.4	申請、届出における工夫	3
3	ワンスオンリーのサービスとは	5
3.1	ワンスオンリーサービスの現状	5
3.2	ワンスオンリーサービスの具体的イメージ	5
3.3	ワンスオンリーサービス導入の先進事例	7
4	ワンスオンリーサービスのパターン	8
4.1	自社内のワンスオンリー	8
4.2	他社と連携したワンスオンリー	8
4.3	社会全体のワンスオンリー	9
5	ワンスオンリー実現に必要なこと	10
5.1	データを相互利用するためのデジタルインフラとデータの整備	10
5.2	セキュリティが確保されたデータ管理システムの構築	10
5.3	共通的な認証サービスの提供	10
5.4	パイロットプロジェクトの実施	10
5.5	利用者への情報提供と教育	11
5.6	ワンスオンリーを支えるための法的な枠組みの整備	11
6	ワンスオンリーシステムの効果試算	12
6.1	前提条件	12
6.2	シミュレーション1 PDF添付による申請	13
6.3	シミュレーション2 ベースレジストリとデータ標準の活用	14
6.4	評価比較	16
7	ワンスオンリーシステムの実例(欧州)	17
7.1	00TS の概要	17
7.2	00TS の利用手順	19
7.3	00TS のシステム構成及び法的根拠	22
7.4	00TS の法的根拠	23
8	今後に向けて	25
8.1	申請、届出サービス提供者の取り組み	25
8.2	証明サービス提供者の取り組み	26
	参考資料	27

1 はじめに

あらゆる組織が業務の中で申請、届出や審査の作業を行っています。それは、社員向けの場合もあれば、外部の人や事業者が対象の場合もあります。

申請、届出、審査の業務はその行為自体が目的ではなく、本来業務を行うことに付帯する業務であり、簡易かつ正確、迅速また低コストで行うことが求められます。

本ガイドは、申請、届出、審査を簡易かつ正確、迅速に行うため、申請システム設計者、運用者に対し、設計方針を示すことを目的としています。また、申請では本人確認や証明情報の提供等、外部サービスとの連携も必要な場合があります。そのような外部証明サービスの設計者に対してもサービスの設計方針を示す内容となっています。

2 申請、届出、審査とは

何らかのサービスを利用もしくは実施するときに、行政機関やサービス提供企業に申請や届出を行うことが日常的に行われています。一般的には、申請者が申請書を作成し、必要な書類を添付したうえでサービス提供組織に申請を行います。その後、サービス提供組織は審査を実施し、条件を満たしていれば申請者に対してサービスを提供することとなります。

2.1 業務の流れと関係者

サービスの利用、実施までの一般的な業務の流れは以下の通りです。



この時に以下のような関係者が申請、届出、審査に携わります。

申請者、届出者	何らかのサービスを受けるための申請や届出を行う個人や法人
審査者	サービス提供可否を判断する者
証明等の外部情報提供者	証明情報を発行する者
本人確認等の認証サービス提供者	インターネットサービスでの本人確認サービスを提供する者
代行者(場合によって)※	証明情報の取得や申請等を代行する第三者

※代行者は、証明情報の取得や申請等、ネットでの申請や時間外での手続きが可能になったことから、ネット申請の場合には介在しないことが増えています。

2.2 申請、届出、審査の課題

申請者、届出者は、以下のような課題を感じています。

- ・ 申請情報を記入することが面倒
- ・ 証明書を取得し添付することが時間的に面倒であり費用がかかる
- ・ 申請の記述内容がわからないことがある
- ・ 申請からサービス提供までの時間を短くしてほしい
- ・ 申請に不備があったときに再申請することが面倒
- ・ そもそも条件に適合したら申請を自動的に進めてほしい

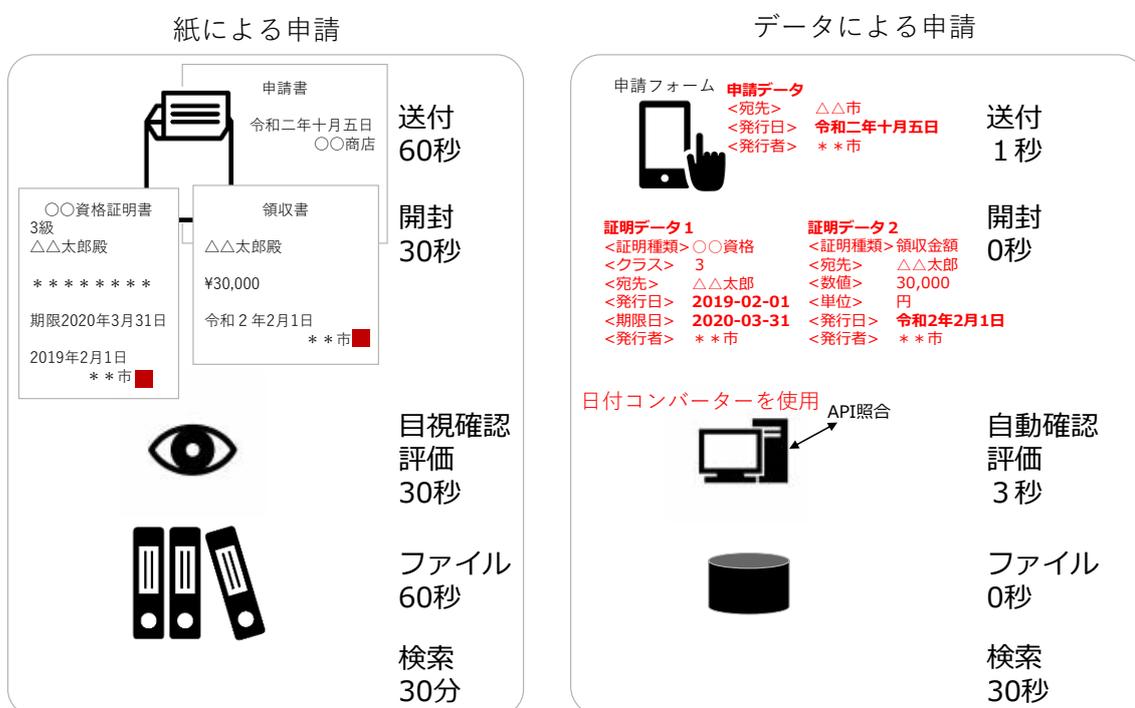
一方、審査者は以下のような課題を感じています。

- ・ 審査を効率的に実施したい
- ・ 単純な審査は自動化したい
- ・ 証明情報の偽造を防ぎたい

- ・申請に不備があったときに差し戻しすることが面倒

2.3 デジタル化による効果

紙による申請の場合、書類の準備や送付に手間がかかるのはもちろんですが、その手続でも多くの時間を費やしています。開封やファイリングだけでなく、申請情報と証明情報の確認を目視で行うことにも時間がかかります。一方でデータ化することで、送付も確認も保存も自動で行うことができます。そのために欧州では CCCEV¹が検討され、日本でも政府相互運用性フレームワーク²(以下、GIF)の「実装データモデル_行政」(申請、証明・通知)として反映されています。



また、データで申請することで、全体のリスト化が容易になるとともに、事後の検索、統計処理も容易になります。

2.4 申請、届出における工夫

民間企業では、条件に合致したときに自動的に割引が適用される等、申請をしなくてもサービスが提供されることがあります。また、記述内容がわからないという課題に対しては、ウェブの入力フォームを活用し、わかりやすく内容

¹ Core Criterion and Core Evidence Vocabulary の略。https://joinup.ec.europa.eu/collection/semic-support-centre/solution/e-government-core-vocabularies/core-criterion-and-core-evidence-vocabulary

² https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework

をガイドすることで、記入漏れや記載ミスを警告したり、定型項目を選択式にしたりするなどの入力支援を実現しています。

行政機関では本人や家族等からの自主的な申出を必要とするケースが多く、自動でサービスが行われることはありませんが、最近では、申請書類に登録済み情報を事前に印刷することで記入の手間をなくすとともに、記入ミスを防ぐためのプレプリントが一部のサービスで行われています。

また、一か所に提出すると他の手続も同時に行えるワンストップサービスの提供が民間を中心に進められています。例えば、引っ越しの際に、郵便局に届出を行うと、電気、ガスなどの住所変更が一括でできるサービスです。

また、申請等の業務改革が進んでいる民間や欧州の行政機関では、ワンストップサービスではなく、条件を満たすと自動的に申請が行われるゼロストップサービス(ノンストップサービス)も推進されています。

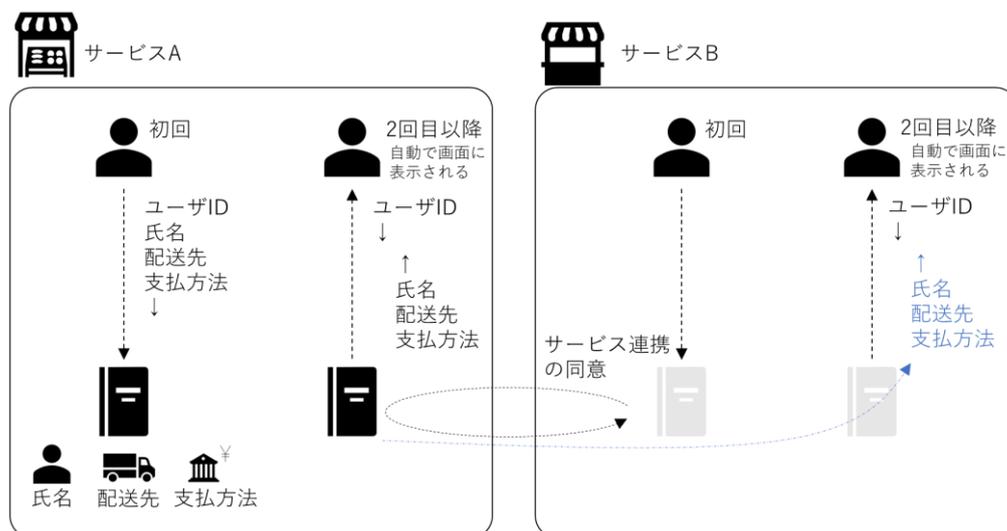
3 ワンスオンリーのサービスとは

ワンスオンリーサービスとは、その名前の通り、申請や届出を1度行えば、初回の登録データが再利用され次回以降の手続きが円滑に進むサービスです。

3.1 ワンスオンリーサービスの現状

多くの方は、ネット上のショッピングサービス等で、初回に氏名、住所、決済方法、配送方法等を登録しています。そのデータが次回の買い物の際に自動的に表示されるので、利用者はデータ入力の手間が減るうえ、正しい情報でサービスを利用することができます。

最近では、ある会社で登録した基本情報を本人同意のもとで他社のサービスにも連携して使うことも多くなっています。



このようなネットサービスでなくても、顧客データをマスターデータとして管理し再利用する取り組みは多くの企業で行われてきました。

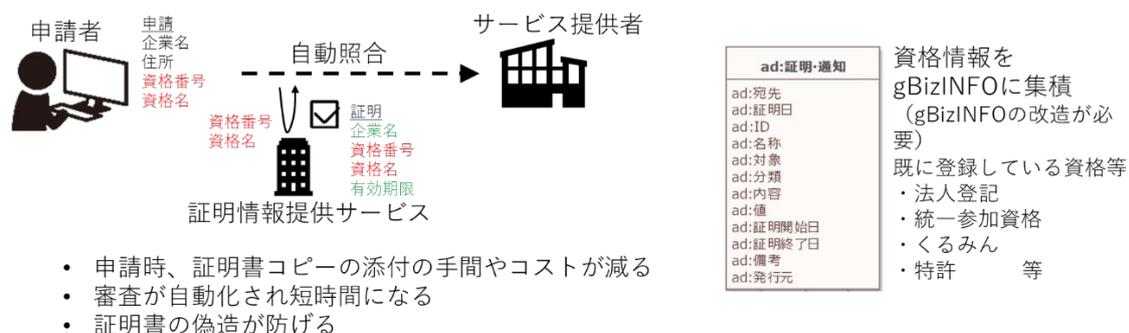
一方、行政機関では「デジタル手続法³」が令和3年9月に施行され、ワンスオンリーサービスの取り組みを推進することとされていますが、実際に適用されている手続はほとんどありません。

3.2 ワンスオンリーサービスの具体的なイメージ

資格証明を必要とする申請では、資格証明書を入手し、コピーもしくはPDFを添付して申請先に送付していましたが、ワンスオンリーサービスでは、GIF等で提供されている申請用のデータモデルを用いて、申請データと資格証明の

³ 正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」。

確認に必要なデータを併せて送付します。サービス提供者は証明情報提供サービスでデータの照合を行うことで、資格証明情報の確認ができます。この時、申請者が自ら証明情報提供サービスから電子証明書付きの証明データを受取、その証明データをサービス提供者に送付する方法もとることができます。



経済産業省が法人情報を提供する gBizINFO⁴では、法人登記の基本3情報⁵や政府調達在全省庁統一資格等の情報を提供しており、画面での確認はもちろんのこと、APIでも取得できます。法人の实在確認や法人の信頼性確認、特許の实在確認等が機械的に照合可能になっています。

PDFの証明書による目視確認は、ファイル開封から確認、格納まで1分以上かかりますが、データによる自動照合にすることで、一瞬で証明情報の確認が可能になります。

⁴ <https://info.gbiz.go.jp/>

⁵「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」「法人番号」のことを指す。

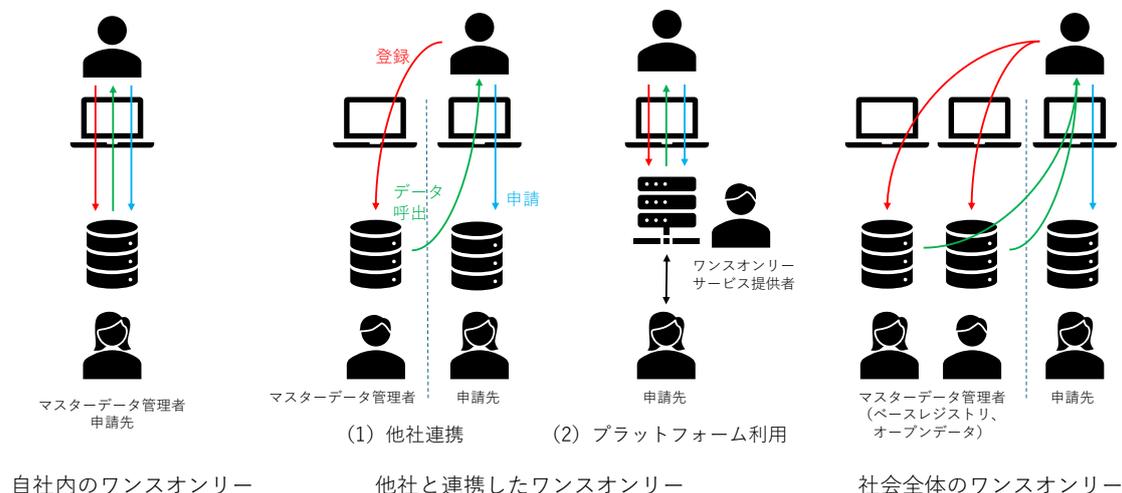
3.3 ワンスオンリーサービス導入の先進事例

ワンスオンリーサービスは、欧州が進んでおり、2010年代に申請や証明の標準的なデータモデルの普及とデータ整備を進めてきました。

そのうえで、申請と証明という異なる主体の環境整備を同時に進める必要があることから、2023年12月までに欧州全域のワンスオンリーシステムを実現することを法的に決めました。これにより、一気にワンストップサービスが進み始めています。詳細は「7 ワンスオンリーシステムの実例(欧州)」に記述します。

4 ワンスオンリーサービスのパターン

ワンスオンリーを社会全体で一気に進めるのは難しく、順に進めていくこととなりますが、重要なことは自動照合できるように標準のデータモデルを使うことです。



4.1 自社内のワンスオンリー

この方法は多くの企業ですで行われています。顧客に基本データを登録してもらい、ユーザーIDと基本情報を結びつけ、企業内でデータを再利用します。届出では、毎回同じ情報を記入するのではなくユーザーIDと差分データだけを送信する方法などもとられています。

通常ワンスオンリーでは、企業が自社のマスターデータを管理し、そのデータを複数サービスで再利用します。データに変更がある場合にはマスターデータを変更することで、すべてのサービスが最新データを使えるようになります。

一方、国税庁の確定申告のサービスは、提出した過去情報を申請者が保管し再申請の時に利用するといった、個人や企業の情報を申請者自身で管理する方式です。こうした、基本情報を自分で管理する方式は、欧州でもデジタルIDウォレットとして導入が推進されています。

4.2 他社と連携したワンスオンリー

ネットサービスでユーザー登録をしようとする時、このサービスのIDを別サービスのIDと連携しますかと促されることがあります。これは、他社に登録済みのマスターデータを利用してワンスストップサービスを行うもので、利用者の同意のもとで実施されます。

行政ではふるさと納税がワンスオンリーサービスになっています。ふるさと

納税の仲介事業者がユーザーID と利用者の基本情報を管理し、再入力が必要な仕組みを提供しています。

4.3 社会全体のワンスオンリー

社会全体で行政の基本情報等を活用するワンスオンリーサービスでは、行政機関は国内最大のデータオーナーであり、申請・届出サービスプロバイダーであり、証明サービスプロバイダーです。社会の基本情報を提供するベースレジストリの整備も進められています。

実際に民間の各種サービスを利用する際に、証明書として住民票や登記の全部事項証明書等の提示を求められることは多々あります。これらの基本的な証明書をデータで提供することで社会全体の効率性を高めることができます。

ワンスオンリーでは、既存の登録データそのものを呼出し表示する方式もありますし、証明情報を確認して OK か NG かの結果だけを返す方式もあります。

ワンスオンリーで呼び出されていた情報が最新でなかったり間違ったりしている場合には、そのマスターデータを管理するサービスに対し修正する必要があります。欧州では、行政のマスターデータのベースレジストリ同士も連携していて、企業の本店所在地が変更されると関連したベースレジストリも更新する仕組みになっている国もあります。

5 ワンスオンリー実現に必要なこと

ワンスオンリーを実現するためには、関係する省庁や自治体、企業が協力体制を構築し、一丸となって様々な準備を行う必要があります。代表的な準備として以下のような項目があります。

5.1 データを相互利用するためのデジタルインフラとデータの整備

デジタルインフラというと、データ交換のプロトコルやそれを実現するシステム構築に目がいきがちですが、ワンスオンリー実現のために重要な鍵となるのが、データの相互運用性です。異なる組織間でデータを相互利用するためには、それぞれが提供するデータの形式や意味をそれぞれが理解する必要があり、これらをデータ項目説明書やデータ辞書として整備することが求められます。

自組織におけるデータの相互利用を考えた場合、自組織が持つデータに頻出する情報、例えば個人や法人、住所、施設などの情報について、データ化する際の標準を整備するだけでも高い効果が得られます。この標準の整備については、国等がデジタルインフラの一部としてデータ標準の整備を進めており、現在の日本ではGIFがこの役割を担っています。

ワンスオンリー実現に向けたデータの相互運用性を確保するためのファーストステップとして、各企業や行政機関にはこのGIFに準拠したデータを整備することが期待されています。先に述べた、個人、法人、住所、施設などの基礎的な情報だけでも統一できればデータの相互運用性は大幅に向上します。

5.2 セキュリティが確保されたデータ管理システムの構築

各組織は、一度提供されたデータが異なる組織間で繰り返し利用できるように、データ管理システムを統合し、データの一貫性を保つ仕組みを構築する必要があります。また、これらのデータを安全に管理し、共有可能とするためのセキュリティ対策(データの暗号化やアクセス制御の厳格化)なども併せて必要になります。

5.3 共通的な認証サービスの提供

申請や届出はもちろんのこと、様々な組織が持つ証明情報へのアクセスを行うためには共通的な認証システムが重要になります。個人、事業者ともに本人確認のできた汎用的な認証システムが必要です。

5.4 パイロットプロジェクトの実施

組織をまたがるデータ連携システムを構築する際は、システムの使い勝手や安全性、利用者へ提供する情報の評価など、その実効性や問題点を事前に確認

するため、パイロットプロジェクトを立ち上げる必要があります。

パイロット時点では1対1のデータ交換となることも予想されますが、将来的なワンスオンリーの実現にはn対nのデータ交換が求められることをあらかじめ想定し、接続インターフェイス等は容易に交換可能な仕組みとして考慮しておくことが望まれます。

5.5 利用者への情報提供と教育

利用者が安心してワンスオンリーのサービスを利用するためには、データの利用目的や用途などの正確な情報提供や利用者への教育を行うことが必要となります。パイロットプロジェクトから得た情報を活用することで、より具体的に身近なものとしてこれらを実施することが可能となります。

5.6 ワンスオンリーを支えるための法的な枠組みの整備

日本では、「デジタル手続法」がワンスオンリー実現の法的なよりどころですが、個別の制度を規定する現行法に情報の目的外利用や利用時の承認に関する手続等が定められていないことを原因として、様々なシーンで実現障壁が発生します。これらの問題を解決するために、行政機関や企業が保有するデータの共有に関するガイドラインや電子的認証を利用した個人情報の保護等の法的な枠組みの整備が必要です。

上述したすべての項目を一度に実施することは難しいですが、ワンスオンリーをただの理想とせず、できることから皆で協力し実現に向けて推進することが重要です。

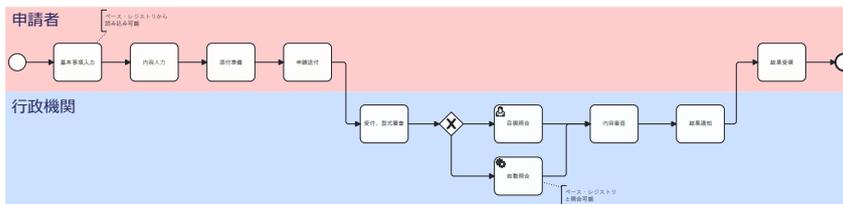
6 ワンスオンリーシステムの効果試算

窓口や紙での郵送申請は証明書入手や郵送の時間などが大幅にかかり比較するまでもありません。ここでは、現在進み始めている PDF による添付申請と、完全データ化によるワンスオンリーサービスの時間や費用を試算し、両者を比較した結果を示します。

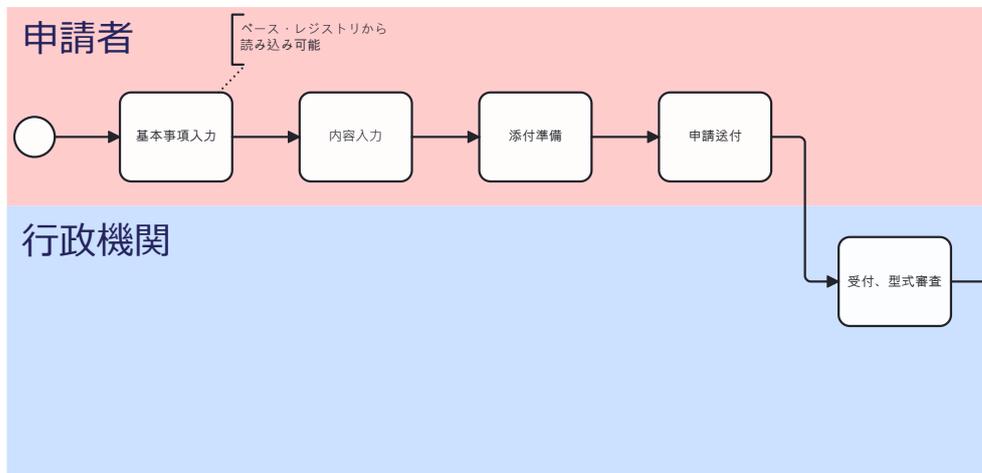
なお、試算はBPMN⁶でプロセスを記述し、シミュレーターで検証する方法で行いました。

6.1 前提条件

申請は、添付書類があり、形式審査、証明情報の照合、内容審査が行われるものとします。

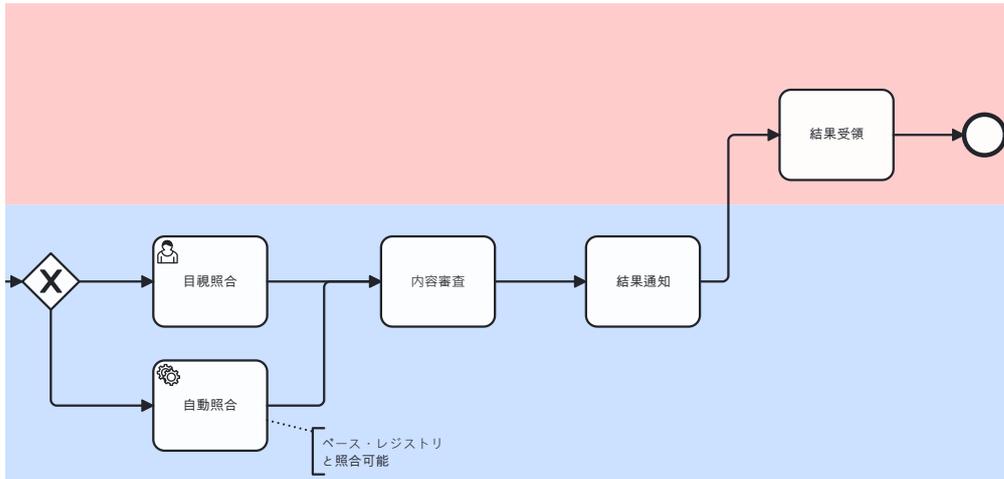


前半拡大



⁶ Business Process Model and Notation(ビジネスプロセス・モデルと表記法)の略。

後半拡大



シミュレーションは、以下の共通条件で実施しました。

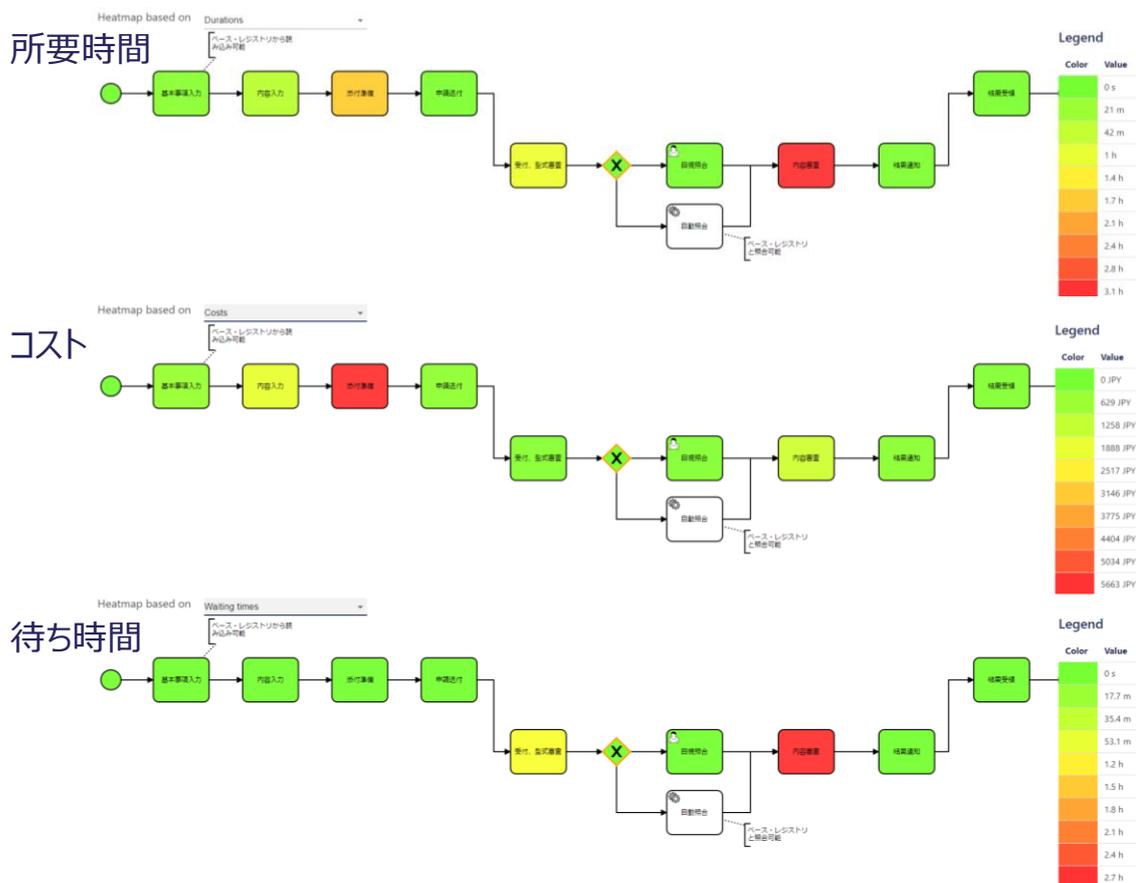
- 1日の申請数は16件(同じ人が連続して複数申請しない)
- 申請はランダムに到着
- 申請の書類作成や内容審査にかかる時間は約30分で計算
- 各種アクティビティの所要時間は正規分布を仮定
- 申請不備などは、差し戻しせず、上記正規分布の中で吸収
- 申請者も行政職員も人件費は3000円/時、システム利用料1000円/時

6.2 シミュレーション1 PDF添付による申請

A) 申請のポイント

- ・申請者が紙で証明書を入手しPDF化して申請
- ・申請書の記載事項は全部記載する必要がある
- ・証明書の取得が必要
- ・証明書のPDF化が必要な場合もある
- ・PDFで送られた証明は、審査時に目視確認が必要

B) シミュレーション結果



平均回答時間	13.4 時間 (申請から回答までの時間)
平均実処理時間	6.4 時間 (申請者や審査者が作業している時間)
平均コスト	11,241 円 (申請 1 件当たりの平均コスト)
総コスト	179,862 円 (申請 16 件の試算)
	(内行政コスト 31,472 円)

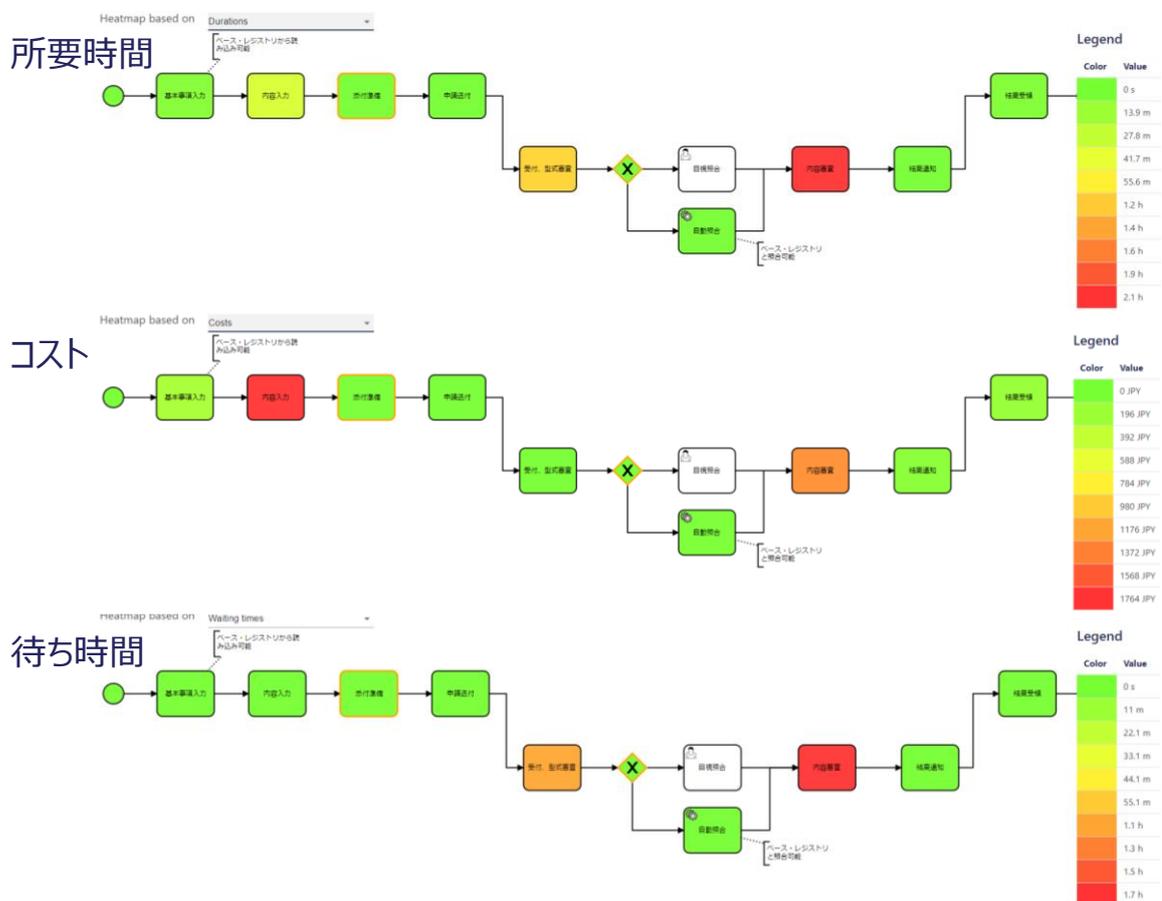
6.3 シミュレーション2 ベースレジストリとデータ標準の活用

A) 申請のポイント

- ・ 申請時の記載事項は、法人番号、証明書番号を記入することで省略可能
- ・ 証明書の取得は不要
- ・ 基本的記載事項は自動入力され、証明情報は自動審査される



B) シミュレーション結果



平均回答時間 3.9 時間(申請から回答までの時間)
 平均実処理時間 3.9 時間(申請者や審査者が作業している時間)
 平均コスト 3,552 円(申請 1 件当たりの平均コスト)
 総コスト 56,827 円(申請 16 件の試算)
 (内行政コスト 22,179 円)

6.4 評価比較

今回の試算からは、ベースレジストリとデータ標準の GIF を使うことで、以下の効率化が見込まれます。

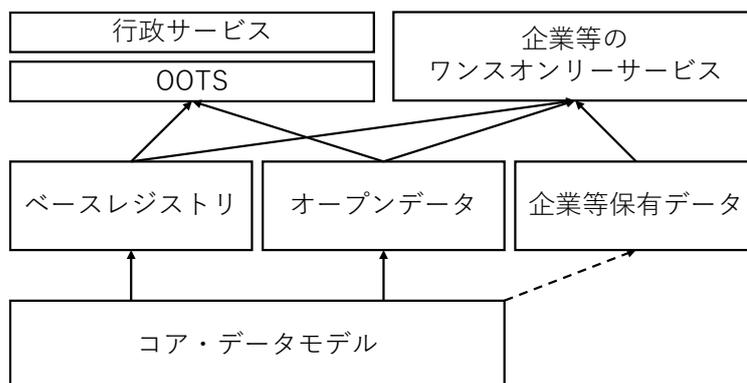
評価項目	シミュレーション1	シミュレーション2	減少率
平均回答時間	13.4 時間	3.9 時間	71%
申請処理時間	6.4 時間	3.9 時間	39%
申請に関するコスト	179,862 円	56,827 円	68%

7 ワンスオンリーシステムの実例(欧州)

この章では、実際に稼働しているワンスオンリーシステムとして、EU の行政機関において 2023 年 12 月から実施されている Once-Only Technical System(以下、OOTS)の事例を紹介します。

欧州のデータ関連プロジェクトの Interoperable Europe⁷は、人や法人のデータモデルを標準化し、それを適用した行政基本データであるベースレジストリやオープンデータを整備しています。また、CCCEV の整備もされています。それらを活用し、欧州共通の Digital Building Blocks⁸の一つとして OOTS が整備されました。この機能を使うことで、多くのシステムでワンスオンリーシステムが実現できます。

企業も独自のデータ設計をするのではなく、この共通的なデータモデルを使うことで効率的で相互運用性の高いシステムを作ることができます。



7.1 OOTS の概要

1) 背景と目的

EU 域内で他国への移転時に住所や車両を登録する場合など、EU の行政機関において、国境を越えて実施する必要がある手続を円滑に行うことを目指すのが OOTS です。例えば、EU においてオンラインでの行政手続を行う場合、市民は OOTS を使って、他の EU 加盟国の当局から証明書(学歴、資格、車両登録、納税、事業経歴、などに関する証明情報)を取得するよう要求することができます。

国境を越えた行政手続では、国籍、資格、教育レベルなど必要とされる証明書の数が多いことが一般的です。このため、手続に必要なデータを取得するためには、EU 加盟国の当局間で様々な検索を行い、証明書などの情報の対

⁷ <https://joinup.ec.europa.eu/interoperable-europe>

⁸ <https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/DIGITAL/Digital+Homepage>

応付けを行うといった複雑なプロセスや操作が必要であり、コストや時間がかかることが多い状況です。しかしながら、00TS を用いることで、こういった複雑なプロセスや操作は不要となります。

2) 実施状況と導入効果

「シングルデジタルゲートウェイ規則(以下、SDGR⁹)」の規定において、その「付属書 II」に記載されている 21 の手続が 2023 年 12 月までに完全にオンラインでユーザーに提供されるようになりました。これにより、国民と企業は電子的手段で本人確認を行い、申請データを作成し、裏付けとなる証明データを提供することが可能となりました。また、それらの手続の一部については 00TS を介して証明データを要求し、申請データに署名して管轄当局に提出できるようになっています。

「SDGR 付属書 II」の内容及び、00TS の対象として EU 加盟国が国境を越えた証明データの交換が必要であると確認した手続について、下表に示します。(2023 年 12 月時点)

カテゴリー	オンライン化された手続	00TS の対象として確認した手続
出生 (Birth)	1. 出生登録の証明の請求	
居住 (Residence)	2. 居住地証明の請求	
就学 (Studying)	3. 高等教育の学費融資の申請 4. 公立高等教育機関への入学の初回申請 5. 卒業証書、証明書、又はその他の学習又はコースの証明の学術的認定	○ ○ ○
就労 (Working)	6. 社会保障給付の決定の請求 7. 社会保障に関する状況の変更 8. 欧州健康保険カードの申請 9. 所得税申告書の提出	
(国外への) 転居 (Moving)	10. 住所変更の登録 11. 自動車の登録 12. 国道インフラの使用ステッカーの取得 13. 低排出ガス車ステッカーの取得	○ ○
退職 (Retiring)	14. 年金及び退職前給付の請求 15. 強制加入の年金に関する資料の請求	
事業の開始・運営・終了 (Starting, running and closing a business)	16. 事業活動の通知 17. 雇用主の強制年金及び保険制度への登録 18. 従業員の強制年金及び保険制度への登録 19. 法人税申告書の提出 20. 社会保障制度への契約終了の通知 21. 従業員の社会保険料の支払	○

2023 年 12 月 12 日 (EU 加盟国の 00TS 導入期限) に、EU 加盟国 25 カ国の代表が参加するイベントとして、00TS 「Go-Live Accelerator」が開催され、ワンズオンリー共通サービスを実装した EU 全域のインフラストラクチャ移行に関

⁹ 詳細は、「7.41」参照。

するお披露目が行われました。このイベントの時点で、いくつかの加盟国がその国のレジストリ(登録簿)を政府ポータルに接続しており、OOTS を介した国境を越えた証明データの交換をすでに実現しています。

OOTS 導入前に EU が抱えていた主要な課題に対し、OOTS 導入がもたらした効果を下表に示します。この表から、行政やユーザーに生じていた処理が軽減されていることがわかります。

対象	OOTS 導入前	OOTS 導入後
国ごとに異なる形式の証明データの対応付け	行政手続には EU 加盟国ごとに異なったタイプ/様式の証明書が求められていた。	OOTS によって、EU 加盟国間の証明データタイプ/様式の対応付け(マッピング)を自動化した。
証明データプロバイダーの特定	各加盟国には多数の証明書プロバイダー ¹⁰ が存在するが、どのような証明書プロバイダーが存在するかを知る簡単な手立てがなかった。	OOTS によって、EU 全域の証明データプロバイダーのカタログが提供された。
証明データの真正性の担保	行政にとって、市民から提出(アップロード)された証明書の真正性、及びそれらが最新のものであることの確認が容易ではなかった。	OOTS によって、セキュリティのしっかりとしたチャネルを介して行政機関と真正性の担保されたデータソースが直接接続された。

3) OOTS の利用シーン

「2) 実施状況と導入効果」に記したように、OOTS が対象とする行政手続には、教育申請、車両登録、住民登録など、様々な分野が含まれます。これら手続のポータルがすべて OOTS に接続する必要はなく、前述の表に示した「OOTS の対象として確認した手続」のように、どの手続で国境を越えた証明データの交換が必要かを EU 加盟国は判断しています。この判断により、証明データの要求と応答を行うために必要とされる手続ポータルを決め、そこへ EU 加盟国のどの管轄当局が接続するのかの定義と実装を行っています。この一連の作業を通じて OOTS の利用環境は整備されます。

7.2 OOTS の利用手順

EU の行政手続ポータルでは、適切なディレクトリから OOTS による証明書取得を依頼するオプションが利用できるようになりました。これはユーザーによる明示的な要求に従って行われます。

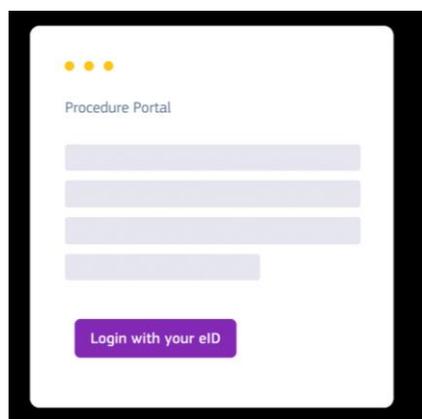
以下に、OOTS の利用手順を示します。なお、本手順は以下のサイトを参照して作成しており、説明中の図版についても同サイトから引用しています。

参照サイト: 「Key steps in the once only journey」(<https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/OOTS/User+Journey++Step+1+Authentication>)

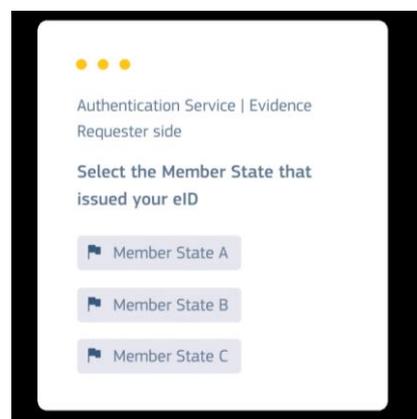
¹⁰ 証明書発行者(Evidence provider)の意味。証明対象事項の情報を主管する機関が相当し、大学の卒業証明であれば卒業した大学が証明書プロバイダーとなる。

1) ユーザー認証

00TS を介して証明データの交換を要求するためのユーザー認証には、eIDAS¹¹対応の eID¹²を用います。このため、ユーザーは、事前に eID を取得しておく必要があります。



1. eID へログイン



2. eID を発行した EU 加盟国の選択

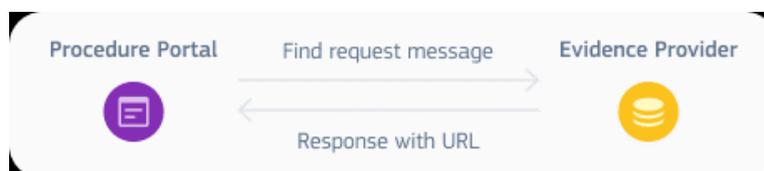
2) 証明データの種類と証明データプロバイダーを特定

行政手続ポータルでは、手続に必要なもの（証明データの種類）と、それをどこに要求するか（証明データプロバイダー）をユーザーが特定する必要があります。

3) ユーザーによる証明データ取得の要求

特定した証明データプロバイダーに、証明データ取得の要求メッセージが送信されます。この証明データ取得の要求は、ユーザーの明示的な要求がある場合にのみ許可されます。

証明データプロバイダーは、証明データの内容確認などに使用するリダイレクト先の URL や、証明書に関する追加情報を含む応答メッセージを返信します。



3. 証明データ内容確認等に必要情報の授受

¹¹ 電子的な本人確認を行う仕組み。

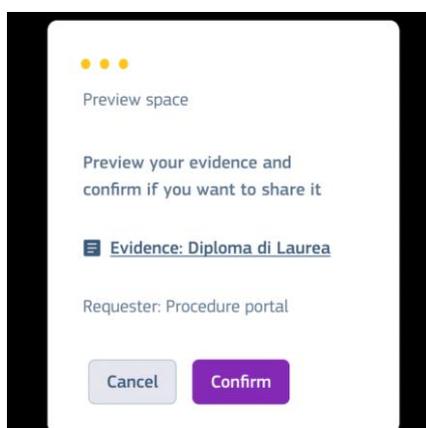
¹² Electronic Identification, Authentication and Trust Services((EU)No910/2014)(電子識別、認証、及び信頼サービス)の略。eID を法的に承認するための EU の規則。

4) 証明データプロバイダーにリダイレクト(プレビューのために必要な場合)

次の手順 5) で実施する証明データのプレビューに際して、証明データプロバイダーが求める場合は、ユーザーは証明データプロバイダーへリダイレクトされます。リダイレクトされた証明データプロバイダーへのサインインの後、証明データをプレビューするオプションを実行します。

5) 証明データのプレビューと取得要求の確定

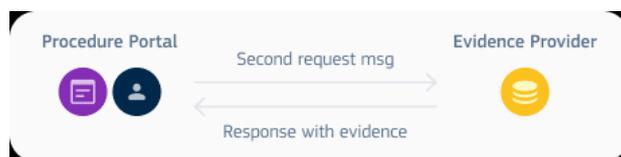
ユーザーは証明データの取得前に、証明データプロバイダーが提供する自身の証明データをプレビューできます。そのうえでユーザーは、行政手続ポータル上で、処理を進めることを了承するかキャンセルするかを選択します。



4. 処理の継続確認

6) 証明データの取得

証明データプロバイダーが証明データ取得の要求に応答し、証明データの送付を行います。



5. 証明データの授受

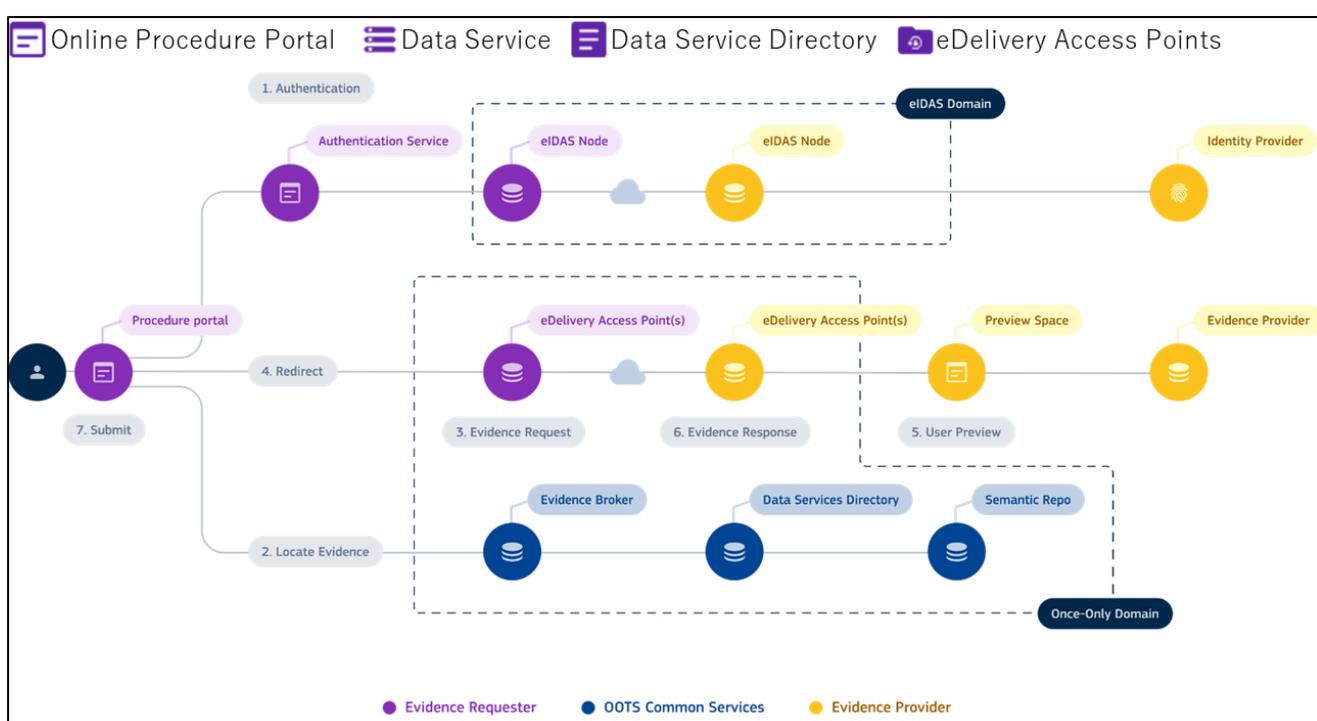
7) 取得した証明データを使って申請手続を行う

手順 6) で OOTS による証明データ取得が完了します。ユーザーは取得した証明データ、及び必要に応じて他の情報を併せて送信することで、申請手続を行います。

7.3 OOTSのシステム構成

1) OOTSのアーキテクチャ

OOTSを実現するためのアーキテクチャを下図に示します。図中にある1から7までの番号が振られた機能は、「7.2 OOTSの利用手順」に記載したOOTSの利用手順の番号に対応しています。OOTSのアーキテクチャには、eIDやeDelivery¹³など、既存の「ビルディングブロック (Building Block)」によって提供されるシステム構成要素が含まれており、これに、ワンスオンリー共通サービスが追加されています。



出典: 「The Once-Only Technical System architecture」

<https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/OOTS/Architecture>

2) OOTS構築のためのサポート

欧州委員会¹⁴とその加盟国は、OOTSを実装し、さらに展開するためのサービスとソリューションの開発のため、再利用可能なサービスのカタログを公開しています。このカタログは、システムの展開をサポートするために欧州委員会とその加盟国が提供するサービスとソリューションがリストされており、定期的に更新されています。

証明データなどで用いている語彙を統一するためのデータモデル「Core

¹³ 電子的な手段により第三者間でデータを送受信した際の、データの取扱いに関する証拠を提供する仕組み

¹⁴ 欧州委員会(EC:European Commission)は、欧州連合(EU:European Union)の政策執行機関。欧州連合の前身の欧州共同体(EC:European Communities)とは異なることに留意。

Vocabularies」などもカタログの中に公開されており、データ項目の統一化をサポートしています。

7.4 OOTSの法的根拠

EUではOOTSに関する各種規則(Regulation)が定められています。OOTSはそれら規則に沿ってシステムが構築され、運用されています。以下にその代表的な規則を示します。

1) Single Digital Gateway Regulation¹⁵ (シングルデジタルゲートウェイ規則)

SDGRは、自国のユーザーと国境を越えたユーザーの両方が、主要な行政手続をオンラインで利用可能にする際の課題を克服するために必要なデジタルインフラストラクチャの構築を目指し、EU全体の多面的な取り組みを規定するものです。また、この付属書II(ANNEX II)には、オンライン化すべき21の手続¹⁶が規定されています。

なお、SDGRは、欧州における以下の法的手段の範囲内でオンライン手続のための技術システムの使用を規定したものです。

- Recognition of Professional qualifications¹⁷ (専門資格の認定)
- Services Directive¹⁸ (サービス指令)
- Public procurement^{19, 20} (公共調達)

2) Once-Only Technical System Implementing Regulation²¹ (OOTS実装規則)

「OOTS実装規則」は、SDGRに従って、国境を越えた証明データの自動交換とワンスオンリーの原則を実現する技術システムの技術仕様と運用仕様を定めたものであり、この規則の第2条では、「OOTSの構造」として、OOTSが、次のものから構成されることが示されています。

- 証明データ要求者の手続ポータルと証明データ提供者のデータサービス
- 関連する場合の仲介プラットフォーム

¹⁵ REGULATION (EU) 2018/1724 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL (2018/1724/EU)
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2018/1724/oj>

¹⁶ 「7.12」を参照。

¹⁷ DIRECTIVE 2005/36/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL (2005/36/EC)
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2005/36/oj>

¹⁸ DIRECTIVE 2006/123/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL (2006/123/EC)
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2006/123/oj>

¹⁹ DIRECTIVE 2014/24/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL (2014/24/EU)
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2014/24/oj>

²⁰ DIRECTIVE 2014/25/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL (2014/25/EU)
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2014/25/oj>

²¹ COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2022/1463 (2022/1463/EU)
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2022/1463/oj

- 第 15 条(1)の(b)(ii)で言及されているプレビュースペース
- 関連する場合の第 8 条で言及されている国内レジストリとサービス
- ユーザー認証と ID マッチングのための eIDAS ノード
- eDelivery アクセスポイント
- 第 4 条(1)で言及されている共通サービス
- (a)から(g)で言及されているコンポーネントを接続するために必要な統合要素とインターフェイス

8 今後に向けて

内閣府の「行政手続の簡素化の基本計画の概要について²²」によると、国内の年間申請数のうち国への申請は約 8 千万件となっています。また、自治体向けの申請はそれよりも多い件数とされています。添付を伴う申請は明確ではありませんが、商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等の手続件数が 4 千万件弱(令和元年度及び令和 2 年度の年間手続件数²³)から推察すると、民間を含め添付のある申請が相当数あると考えられます。このため、これらの申請にワンスオンリーサービスを導入することにより、国全体で大幅な効率化が可能と考えられます。

8.1 申請、届出サービス提供者の取り組み

1) 申請内容の精査

記入する内容がその申請に真に求められている事項であるのか、添付情報が必要十分かを確認します。技術やサービスの進展により不要になっているデータもあるので注意が必要です。

例えば、申請に際して商業登記の登記簿記載事項証明書を添付としていますが、企業の実在証明であれば国税庁の法人番号公表サイトや gBizINFO で目視でも API でも確認可能であり、代替できます。

2) 申請データ項目の見直し

申請書という考えをやめて、申請データという視点で見直しを行います。この時、GIF のコアデータモデルを参照することで、申請データを他のデータと連携したり分析したりすることが容易になります。

証明データは、現在は電子データで入手可能なものは少ないですが、データが提供されたときには自動審査できるように拡張性を持たせておくことが重要です。

3) 既存申請データや他システム連携の扱いの検討

すでに蓄積している申請データも活用する必要がある場合には、データコンバートなどの移行策を考えます。また、申請データを他システムと連携しているときにはコンバータなどの導入を検討します。

この時に、既存サービス担当者や他システム担当者からデータ項目変更を強く拒否される場合がありますが、将来のワンスオンリーサービスの意義を

²² <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20170829/170829bukai03.pdf>

²³ 行政手続等の棚卸結果等より。 https://www.digital.go.jp/resources/procedures_inventory_result

きちんと説明し、納得してもらうことが重要です。

4) 申請システムの整備

組織内サービスのワンストップからはじめるなど様々な実現方法があります。個々の申請、届出サービス提供者の業務特性、事情等も踏まえ、順次導入をしていきます。

8.2 証明サービス提供者の取り組み

1) 目的の明確化と周辺理解の拡大

証明サービスの電子的な提供が、社会の効率化、偽造防止による安全確保の面から社会的意義が大きいことを組織全体として理解する必要があります。したがって、証明書の発行手数料が減る、既存職員が不要になる、システム投資ができないといった直近の課題ではなく、中長期や社会全体を見た視点で取り組んでいく必要があります。

2) 証明データの設計

既存の証明書と GIF の証明データモデルを参照して証明データを作成していきます。ここで重要になるのは申請データなどとの整合性です。そういった点で、既存データの構造よりも GIF の証明データモデルに合わせることで、広く申請に使える証明データにしていく必要があります。

ただし、教育分野のオープンバッジのような既存の電子証明データがある場合、その利用や併用も視野にした検討が必要です。

参考資料

- (1) 「Once Only Technical System (OOTS)」
<https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/DIGITAL/Once+Only+Technical+System>
 - (2) 「The Once-Only Hub」
<https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/OOTS/OOTSHUB+Home>
 - (3) OOTS CATALOGUE 「Catalogue of reusable services」
<https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/OOTS/Catalogue+of+reusable+services>
-

この文書について

■表題

ワンスオンリー入門ガイド

■公開履歴

初版

2024年8月6日

■監修・協力（各 50 音順, 所属は公開時のもの）

（編集協力） 奥井 康弘 株式会社ティージェイ総合研究所

（監修） 独立行政法人情報処理推進機構

デジタル基盤センター デジタルエンジニアリング部

データスペースグループ データチーム

■編集・発行

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) (法人番号 5010005007126)

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス

この文書のご利用にあたって

本ガイドの内容を適用した結果生じたこと、また、適用できなかった結果については、IPA は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。